



学術交流に関する協定書

北里大学医学部および青山学院大学理工学部は、相互の教育研究活動を促進するために、両学部間の学術交流に関して次のとおり協定を締結する。

1. 北里大学医学部と青山学院大学理工学部は、両学部がそれぞれ専門とする分野の特色を生かして連携を図り、相互に信頼、互惠、双務の原則に基づき、医学・理工学分野の教育研究面に関して学術交流を行う。
なお、この協定は、両校の学内了承を得て、学部間を越えた学術交流を発展的に
行うことを妨げるものではない。
2. 両学部間の学術交流については、相互の協議と同意に基づいて下記の活動を行う。
 - (1) 教育研究のための教職員、学生の交流。
 - (2) 共同研究プロジェクトの企画・実施。
 - (3) 相互理解を深めるための講演会、シンポジウムの企画・実施。
 - (4) 出版刊行物、研究論文、その他学術情報の交換。
 - (5) この協定書の目的を推進するその他の活動で、双方が協議して同意した事項。
3. 学術交流の具体的内容については覚書を取り交わす。
4. この協定は、平成16年9月1日から効力を有し、3年間有効とする。
ただし、両学部の同意によってこれを延長できるものとする。
なお、この協定書は6ヶ月間の予告をもって解消することができるものとする。
5. この協定書に定めのない事項およびこの協定書の解釈に疑義が生じた場合は、別途協議するものとする。

この協定書は2通作成し、両者署名捺印のうえ各1通を保有する。

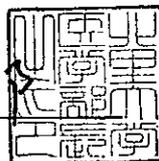
平成16年9月1日

北里大学医学部長

青山学院大学理工学部長

吉村 博邦

吉村 博邦



稲積 宏誠

稲積 宏誠

